

公益社団法人 関西吟詩文化協会

## 公認 鷺伸吟詠会 規約・規程

- 公認 鷺伸吟詠会 規約
- 財務規程
- 名誉講師等に関する規程
- 吟詠大会及び各種競吟大会実施規程
- 慶弔規程
- 表彰規程
- 雅号申請及び授与に関する規程
- 指導機関に関する規程
- 昇段試験細則



## 公認 鷺伸吟詠会 規約 (案)

### 第1章 総則

(名 称)

第1条 本会は、公益社団法人 関西吟詩文化協会 公認 鷺伸吟詠会 (以下「吟詠会」という) と称する。

(事務所)

第2条 吟詠会は名古屋市中区丸の内三丁目20番5号オアシス日向<sup>ひな</sup>404号室に事務局をおく。

2 事務局に関する規程は別に定める。

### 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 吟詠会は、公益社団法人 関西吟詩文化協会 総本部 (以下「総本部」という) の設立の本旨に基づき、総本部諸事業に参画する。

2 吟詠会は吟道にいそしみ、詩歌吟詠を通じて人格の向上、情操の涵養につとめ文化の発展に寄与し、青少年の健全なる精神の陶冶に資し社会に貢献する。

3 吟詠会は会員相互の親睦と吟詠会・支部の発展に寄与するとともに、併せて吟詩の普及振興及び継承することを目的とする。

(事 業)

第4条 吟詠会は、本規約第3条の目的達成の為に次の事業を行なう。

- (1) 総本部が発行する教本に基づく、詩歌吟詠の研鑽
- (2) 総本部及び加盟連合会が主管する事業 (記念大会・競吟大会等) への参加
- (3) 会員の増強に関する吟詠普及推進事業及び地域住民との交流
- (4) 周年大会及び記念大会並びに吟詠大会
- (5) 各種競吟大会
- (6) 詩歌吟詠に関する資格認定の実施及び総本部推薦
- (7) 支部事業等の後援
- (8) 機関誌及び鷺伸吟詠会ニュースの発行
- (9) 総本部及び他友好会、支部並びに他の友好団体との交流事業
- (10) 会員相互の親睦を図る為の諸事業
- (11) 地域ボランティア活動及び青少年への吟詠普及活動
- (12) 指導者育成に関する事業
- (13) その他理事会及び常任理事会において、目的達成のために必要と認められた事業

### 第3章 組織

#### (組織)

- 第5条 吟詠会は、公益社団法人 関西吟詩文化協会に属し、その会員資格を有する者を以って組織する。
- 2 吟詠会は吟詠会の支部（以下「支部」という）をもって組織する。
  - 3 支部は分会をもって組織し、分会は吟詠会の会員（以下「会員」という）をもって組織する。
  - 4 吟詠会に議決機関として理事会を置く。
  - 5 吟詠会に執行機関として常任理事会を置く。
  - 6 吟詠会に執行機関への議案審議機関として正副会長会議を置く。
  - 7 吟詠会に次の運営機関を置く。
    - ・指導局
    - ・管理局
    - ・企画広報局
    - ・外事局
    - ・事務局
  - 8 吟詠会に親睦機関として幼少年部（小・中学生）、青年部、女性部、華頂部の四部を置くことができる。

#### (支部の設立及び分会及び会員)

- 第6条 支部の設立は、常任理事会が会長の同意を得て承認する。
- 2 新設の支部講師は、支部からの申請に基づき会長が承認し、常任理事会へ報告するものとする。
  - 3 分会は別に定める各支部規約に基づき設立されるものとする。
  - 4 会員は吟詠会に所属する。
  - 5 会員は吟詠会財務規程第2条に定める会費を、支部を通じて吟詠会に納めるものとする。
  - 6 会員は規約及び規程に基づく理事会の決定を遵守しなければならない。
  - 7 支部長は会員の増減数を速やかに事務局に報告しなければならない。

### 第4章 会員及び代議員

#### (名誉会員)

- 第7条 吟詠会に特に功績があった者で、常任理事会の決議をもって推薦された者を名誉会員とすることができる。

#### (入会)

- 第8条 吟詠会に入会しようとする者は、所属支部の支部長を通じ、所定の入会申込書を、会長宛てに提出しなければならない。
- 2 総本部入会申し込みがあったとき、会長はこれを確認し、総本部に申

請する。

(任意退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意に何時でも退会することができる。

(除名・会員資格喪失)

第10条 除名及び会員資格の喪失については、総本部定款第10条並びに第11条に準じておこなう。

(代議員)

第11条 吟詠会は、総本部が定める「代議員の任務と選出」規則に則り、代議員を選出する。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第12条 吟詠会に次の役員を置く。

- |      |        |                        |
|------|--------|------------------------|
| (1)  | 会主     | 1名                     |
| (2)  | 会長     | 1名                     |
| (3)  | 副会長    | 若干名                    |
| (4)  | 指導局長   | 1名                     |
| (5)  | 管理局長   | 1名                     |
| (6)  | 企画広報局長 | 1名                     |
| (7)  | 外事局長   | 1名                     |
| (8)  | 事務局長   | 1名                     |
| (9)  | 常任理事   | 30名以内                  |
| (10) | 会計監査   | 2名                     |
| (11) | 理事     | 第9章第26条第2項の定めによる定数とする。 |

(役員を選任)

第13条 吟詠会の役職は、常任理事の中から、会主、会長、副会長の推薦をもって常任理事会の議決を経て、理事会の承認を得るものとする。

- 2 理事は各支部講師・支部長及び第9章第26条第2項の定めにより、各支部から推薦された者で構成する。但し、常任理事及び常任相談役は含まない。

また、女性部・青年部・華頂部の部長は理事とし、会長の要請に応じ常任理事会に出席する。

- 3 常任理事は、前条(1)～(8)の役員及び常任相談役と、原則各支部選任の1名からなる構成とする。

- 4 常任理事は、原則役職(次の各部長)を兼務する。

指導部長、研修部長、昇段昇格部長、総務部長、組織部長、広報部

長、企画部長、事業部長、第1 渉外部長、第2 渉外部長、第3 渉外部長、財務部長、庶務部長

5 会長、副会長は、常任理事の互選により選出する。

6 会計監査は、吟詠会組織の役員と兼任できない。

7 吟詠会は本規約第14条に則り、専任の局部長を選出し任務を遂行する。

(役員及び役員の任務)

第14条 役員及びその定数と任務の概要

役職名	定数	任務の概要
会 主	1名	会の創設者として会の発展にあたる
会 長	1名	吟詠会を統轄し、会の代表となる
副 会 長	若干名	1 会長を補佐し、会長に支障あるときはこれを代行する 2 指導局、管理局、企画広報局、外事局をそれぞれ担当する
名誉講師、顧問、 常任相談役、 相談役、参与	若干名	吟詠会に対し建設的な助言をし、その運営に協力する
指導局長	1名	吟詠指導・研修・昇段昇格に関する事項を統括する
管理局長	1名	1 総務・組織に関する事項を統括する 2 会員増強委員会・ホームページ委員会を運営する
企画広報局長	1名	1 行事計画の企画立案・実施に関する事項を統括する 2 機関誌・ニュース発行等の吟詠会広報活動を統括する
外事局長	1名	吟詠会以外の事業全般・折衝に関する事項を統括する
事務局長	1名	吟詠会の活動に必要な業務処理全般を統括する
指導部長	1名	吟詠指導を担当する
研修部長	1名	研修会を立案し実行する
昇段昇格部長	1名	吟詠会の昇段・昇格試験全般を担当する
総務部長	1名	吟詠会の運営に関する総務全般を担当する
組織部長	1名	1 吟詠会支部の円滑な運営を調整・推進する 2 吟詠会規約及び規程の改廃を立案する
広報部長	1名	機関誌・ニュース発行等の吟詠会広報活動を担当する
企画部長	1名	吟詠会の各事業を企画し提案する
事業部長	1名	1 吟詠会事業を実施する 2 各支部のボランティア活動を推進し委員会を運営する
第1 渉外部長	1名	熱田神宮奉賛会関係事業を所掌する
第2 渉外部長	1名	日本伝統文化吟友会関係事業を所掌する
第3 渉外部長	1名	日本吟詠総連盟、愛知県吟剣詩舞道総連盟関係事業を所掌する
財務部長	1名	吟詠会の財務を担当し、会計処理を行なう

庶務部長	1名	吟詠会の庶務全般を担当する
常任理事	13条3項	常任理事会に出席し、議事を協議する
理事	13条2項	支部会員を代表し、理事会に出席して議事を協議する
会計監査	2名	吟詠会の会計を監査し、理事会に報告する

2 必要に応じて各部組織内に、部会を設置することができる。

(役員任期と定年)

第15条 本規約第12条及び第13条により定められた役員任期は、2ヶ年とする。但し、再任は妨げない。

2 役員に欠員が生じ補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員定年は概ね満80歳とする。なお、会長、副会長はその限りでない。

但し、吟詠会・支部の現状及び状況に鑑み、その識見等を考慮し、支部からの推薦による常任理事会の決議をもって満85歳までは延長できるものとする。

(名誉講師・顧問・常任相談役・相談役・参与)

第16条 吟詠会の運営を円滑にする為、常任理事会及び理事会の決議を経て、名誉講師・顧問・常任相談役・相談役・参与を置くことができる。

## 第6章 会議

(会議)

第17条 吟詠会の会議を次のとおり定める。

(1) 理事会 会長が招集し、議決機関として毎年2回開催する。

(①定例理事総会 ②新年理事総会)

当年度の事業報告、会計報告並びに次年度の事業計画、予算の承認、規約の改廃など、重要事項の審議決議を行なう

但し、常任理事会において必要と認めるときは、臨時理事会の開催を決め、会長が招集する

(2) 常任理事会 会長が招集し、執行機関として定例的に開催、吟詠会の運営に必要な事項、重要な案件の審議・承認を行ない執行する

(3) 正副会長会議 定例的に会長が招集し、課題・執行機関への議案等を審議する

(4) 局部会 吟詠会の事業を推進する機関として随時開催し、必要事項を協議し推進する。なお、局部会はその内容を、正副会長会議に報告しなければならない

(理事会)

- 第 18 条 理事会は、第 5 章第 13 条第 2 項の定めに則り、支部から推薦された会員をもって構成し、理事会を組織する。
- 2 理事会に議長 1 名、副議長 2 名及び書記 2 名を置き、理事会で互選する。
  - 3 議長、副議長及び書記の任期は 2 年とし、欠員が生じた場合は補充する。但し、任期は前任者の残任期間とする。

(常任理事会)

- 第 19 条 吟詠会に常任理事会を置くことができる。
- (1) 常任理事会は、会主、会長、副会長、常任相談役、事務局長及び常任理事で構成する。
  - (2) 常任理事の任期は 2 年とし、欠員が生じた場合は補充する。但し、任期は前任者の残任期間とする。
  - (3) 常任理事は各任務を担当し、常任理事会の決議を得て実行する。
  - (4) 常任理事会の決議は、出席常任理事の過半数によって決める。

(会議の成立、定足数及び表決等)

- 第 20 条 本規約第 6 章の会議は、構成員の過半数の出席を以って成立する。
- 2 理事はそれぞれ一個の議決権を有する。
  - 3 理事会は、全理事の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。
  - 4 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は所属する支部の理事に議決権の行使を委任する事ができる。この場合は、その理事は出席したものとみなす。
  - 5 理事会の決議は、出席理事の過半数によって決める。

## 第 7 章 資産及び会計

(経 費)

- 第 21 条 吟詠会の収入は、会費及び寄付金、その他を以ってこれにあてる。

(会 費)

- 第 22 条 吟詠会の会費は別に定める吟詠会財務規程に約定する。
- 2 臨時会費が必要とされる時は、常任理事会の決議を経て徴収する事ができる。

(事業年度)

- 第 23 条 吟詠会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(予算及び決算)

- 第 24 条 吟詠会の予算及び決算は事業年度終了後、所定の書式に則り常任理事

会及び理事会に報告しなければならない。

## 第8章 雑 則

(常任理事会への委任)

第25条 この規約の実施に関し不測の事項は、常任理事会で協議し定める。

## 第9章 補 則

(規程の制定)

第26条 本規約とは別に次の規程を定めることができる。

- (1) 財務規程
- (2) 名誉講師等に関する規程
- (3) 吟詠大会及び各種競吟大会実施規程
- (4) 慶弔規程
- (5) 表彰規程
- (6) 雅号申請及び授与に関する規程
- (7) 指導機関に関する規程
- (8) 会員増強活動の成果表彰規程
- (9) 福祉関連に関する規程

2 本規約第12条(11)及び第13条第2項に定める理事の定数は、下記のとおりとする。

- (1) 各支部より推薦される理事の定数は、会員10名につき1名の割合で理事を推薦することができる。但し、10名に満たない場合は四捨五入とする
- (2) 常任理事及び常任相談役が選出された場合、各支部はその人数の理事を推薦及び補充する事ができる
- (3) 理事の定数は、(1)(2)の理事の定数による。

(附 則)

本規約は平成20年4月1日から施行する

一部改正 平成21年 1月25日から施行する。

一部改正 平成23年10月 8日から施行する。

一部改正 平成24年 5月20日から施行する。

一部改正 平成25年 9月22日から施行する。

一部改正 平成26年 5月11日から施行する。

一部改正 平成26年10月 1日から施行する。

一部改正 平成28年 5月23日から施行する。

一部改正 令和 元年 7月23日から施行する。

この規約を一部改正し、令和6年6月2日から施行する。

## 公認 鷺伸吟詠会 財務規程

### (目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人 関西吟詩文化協会 公認 鷺伸吟詠会（以下「吟詠会」という）の健全な運営と事業目的を達成する為に、会員の会費並びに臨時会費などについて、計画的運用と財務会計の取り決めを約定するものである。

### (会 費)

第2条 吟詠会規約第6条第5項による会員が納める吟詠会会費の額は、一人月額900円とする。但し東海地区以外の支部の吟詠会会費は、本財務規程第11条に定める。

- 2 幼少年部（幼・小・中学生まで）に所属する会員及び学生（高校生・大学生）は、吟詠会会費の納入を免除する。

### (納 期)

第3条 吟詠会会費は、支部長が支部ごとにとりまとめ、請求に基づいてすみやかに、会計へ納付する。

### (減 免)

第4条 会長は、特に必要あると認めるときは、常任理事会に諮って、会費の全部又は一部を減免することができる。

### (現金納付)

第5条 吟詠会会費は、現金で納付するものとする。

- 2 吟詠会会費のほか、支部に納付する現金の納付方法は、すべて吟詠会指定の郵便振替によるものとする。

### (領収書)

第6条 吟詠会会費その他吟詠会に納付する現金の領収書は、郵便振替送付控書をもって代える。

### (会計帳簿)

第7条 会計は吟詠会の経理に関する帳簿を作成し、吟詠会会計に収入又は支出があったときは、そのつど記帳し、吟詠会会計の経理状況を明らかにするものとする。

- 2 会計は四半期ごとに仮決算を行い、収支状況の把握に努め健全財政の確保に努めなければならない。
- 3 会計は一般会計及び特別会計とし、特別会計は一般会計の収入及び支出と区別して経理する。

(現金の保管)

第8条 吟詠会会計の現金は、ゆうちょ銀行またはその他銀行普通預金など、最も  
確実かつ有利な方法によって保管するものとする。

(備品及び商品の管理)

第9条 吟詠会の備品は常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に  
使用するものとする。

2 年度末には在庫調査を行い、適正な決算処理を行なわなければならない。

(会計監査)

第10条 会計監査は、必要に応じ随時会計を監査するものとする。

2 会計監査は、監査結果を定例理事会において報告するものとする。

(補 則)

第11条 第2条に定める東海地区以外の支部の吟詠会会費について、北九州支部、  
豊中上新田支部、大阪伸友支部の各支部は会員数に応じて下記年会費を吟  
詠会へ納付する。

(1) 会員数 100名未満の場合は10,000円とする

(2) 会員数 100名以上の場合は20,000円とする

(附 則)

この規約は、平成20年4月1日から施行。

平成21年1月25日より改訂。

平成23年10月8日より改訂。

平成24年5月20日より改訂

平成25年9月22日より改訂

平成30年5月27日より改訂

令和6年6月2日より改訂

## 公認 鷺伸吟詠会 名誉講師等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益社団法人 関西吟詩文化協会 公認鷺伸吟詠会（以下「吟詠会」という）規約第14条及び第16条に定める名誉講師、顧問等についてその適用する範囲及び基準等について必要な事項を定めるものとする。

(被推薦者並びにその基準)

第2条 吟詠会規約第5章に定める組織の役職者等の任務を全うし、特に功績のあった会員に名誉講師、顧問、常任相談役、相談役、参与、名誉会員を適用することができる。

- (1) 名誉講師 吟詠会の親師範・旧責任講師として永年、吟詠会の発展と指導者育成及び会員の吟詠力の向上に多大な功績を挙げた者
- (2) 顧 問 正副会長会議の推挙による者
- (3) 常任相談役 副会長及び常任理事として、多年吟詠会会員に対し指導並びに吟詠会運営に多大な貢献があった者
  - 2 役割として、会長の要請により常任理事会の会議に出席し、協議に参画するものとする
- (4) 相談役 常任理事として吟詠会会員に対し、指導並びに吟詠会運営に多大な功績があった者
- (5) 参 与 常任理事及び理事として多年にわたり、指導並びに吟詠会運営に多大な功績があった者
- (6) 名誉会員 参与に準ずる顕著な功績があった者と、支部・分会役員として多年にわたり功績があり、吟詠会に対して貢献著しいと評価された者

(会費の免除)

第3条 名誉講師・顧問・名誉会員に承認された者は、吟詠会会費を免除し、吟詠会の負担とするものとする。

(手続き)

第4条 本規程第2条に定める顧問等の承認手続きについては、次のとおり進めるものとする。

- (1) 名誉講師及び顧問については、正副会長会議の推挙により常任理事会に諮るものとする
- (2) 常任相談役、相談役及び参与については、会長がそれぞれ必要とする者について推挙し、常任理事会に諮るものとする
- (3) 名誉会員については、被推薦者が所属する支部の支部講師の推薦により、常任理事会に諮るものとする

- (4) 前各号の議案を承認した常任理事会以降、最初に開催される理事会に提案し議決するものとする
- (5) 会主、会長は、理事会の議決後すみやかに委嘱もしくは推薦の手続きを行なうものとする

(必要書類)

第5条 前条各号の申請については、別紙様式により行なうものとする。

(書類の管理)

第6条 書類については、吟詠会が存続する限り管理するものとする。

- 2 この場合電磁式記録メディア等において管理することもできるものとする。

(補 則)

第7条 既被推薦者の取扱いについては、現状のままとする。

(附 則)

本規程は平成21年1月25日制定。

平成23年10月8日より改訂する。

平成24年5月20日より改訂する。

平成30年5月27日より改訂する。

令和6年6月2日より一部改訂施行する。

## 公認 鷺伸吟詠会 吟詠大会及び各種競吟大会実施規程

### (目 的)

- 第1条 この規程は、公認 鷺伸吟詠会（以下「吟詠会」という）の設立の本旨に基づいて、吟詠の普及活動及び会員の漢詩・詩歌吟詠の研鑽と吟詠力の向上を図ることを目的とする。
- 2 前項の目的を達成するための企画、参加資格、内容、審査、表彰などの運営基準を制定する。
  - 3 総本部並びに関係する対外友好団体が主催する吟詠大会への出場資格方針の決定、選考、推薦などの参考とし、吟詠会の円滑な運営を図る。

### (大会の名称)

第2条 吟詠大会及び各種競吟大会の名称は次のとおりとする。

#### (1) 吟詠大会

「吟詠会 吟詠大会」と称し、吟詠会が毎年主催する。ただし、周年大会の年及びその前年はその限りでない。

#### (2) 独吟

イ 「吟詠会 師範大会」と称し、吟詠会が主催し総本部指導者級吟士権者大会東海地区出場者の選考を行なう。

ロ 「吟詠会 競吟大会」と称し、吟詠会が主催し各支部より選考された出場者の競吟大会を行なう。

#### (3) 連吟・合吟・和歌

「吟詠会 連吟・合吟・和歌競吟大会」と称し、吟詠会が主催し競吟大会とする。

### (運 営)

第3条 吟詠会は大会役員を選出し、大会の運営にあたる。

### (開 催)

第4条 本規程第2条に定める大会は、年一回の開催とする。

### (経 費)

第5条 本規程第2条に定める大会は、出吟者の参加費（出吟料）で賄い運営することを基本とする。

- 2 幼少年及び学生（高校生、大学生）の吟者は出吟料を免除するものとする。

### (資 格)

第6条 大会の参加資格は、吟詠会の会員であること。

- 2 独吟出吟者の場合、開催年の4月1日現在の段位又は春季昇段試験の合格段位とし、年齢は開催年の4月1日現在の満年齢とする。

- (1) 独吟出吟者の場合、前年度優勝者は優勝の翌年度のみ同部門での出吟資格はないものとする。和歌も独吟出吟者に準ずる。
- (2) 連吟、合吟の場合は本規程第7条(3)号のニ、(4)号のホに示す。
- 3 競吟種目 (出場できる種目は一種目とする)
  - (1) 幼年の部「幼児～小学3年までとし、段位は問わない」
  - (2) 少年の部「小学4年～中学年までとし、段位は問わない」
  - (3) 青年の部「高校生～大学生までとし、段位は問わない」
  - (4) 新人の部「前年度4月1日以降に入会した者」
  - (5) 初級の部「無段、初段、二段の者」
  - (6) 上級の部「三段以上の者、但し資格保有者は除く」
  - (7) 師範代の部「指導資格を有した者」
  - (8) 準師範の部「指導資格を有した者」
  - (9) 壮年〈一〉の部「65歳以上の無段～二段の者」
  - (10) 壮年〈二〉の部「65歳以上の三段～六段の者」
  - (11) 壮年〈三〉の部「65歳以上の七段以上の者」
  - (12) 壮年〈四〉の部「80歳以上、段位は問わない」
  - (13) 和歌の部「一般の部」「指導者の部」
- 4 師範大会「吟士権者東海地区出場選考会」の場合は、総本部師範以上の資格者であること。
- 5 連吟・合吟競吟大会は出吟資格、段位は問わない。

(要綱及び審査並びに表彰)

第7条 次の要綱及び審査を基準に選考し表彰を行なう。

- (1) 師範大会「吟士権者東海地区出場選考会」
  - イ 東海地区選考会への上場資格者を選出する。
  - ロ 伴奏はCD(燦燦・皓皓)を使用する。
  - ハ 吟題は教本掲載の八句詩とする。
- (2) 独吟競吟大会
  - イ 教本記載の四句詩を自由に選んで吟題とする。
  - ロ 上位5位を含めて入賞は出吟者の30%とし、これを表彰する。  
3位までは副賞付とする。
  - ハ 準師範、師範代は上位5名で決勝吟詠を行なう。  
準師範の決勝吟詠は八句詩を吟題とする。  
師範代の決勝吟詠は四句詩を吟題とし、予選と吟題を変える。
  - ニ 準師範及び師範代はCD伴奏とし、使用CDは「燦燦・皓皓」とする。
- (3) 連吟
  - イ 教本記載の八句詩を自由に選んで2名で吟詠する。
  - ロ 出吟資格、段位は問わないが、同支部内で組むことは可能とする。
  - ハ 上位5位を含めて入賞は出吟者の30%とし、これを表彰する。  
3位までは副賞付とする。
  - ニ 前年度の優勝組は出場できない。但し出場者の組合せが替れば出場は可

能とする。

- ホ 二人の吟詠の要綱は二句ごとを交互に吟じ、最後の一節のみ合吟とする。  
また、輪唱は認めない。
- (4) 合吟
- イ 教本記載の四句詩を、5名一組で吟ずる。(男女混合も可)
  - ロ 出吟資格、段位は問わない。
  - ハ 同一支部内で他分会と合同での出吟も可能とする。
  - ニ 上位5位を含めて入賞は出吟者の30%とし、これを表彰する。  
3位までは副賞付とする。
  - ホ 前年度優勝チームは同じメンバーでの出場は出来ない。但し、2名以上メンバーを入れ替えれば出吟できる。
- (5) 和歌
- イ 教本D号記載の和歌より自由に選択できる。
  - ロ 上位5位を含めて入賞は出吟者の30%とし、これを表彰する。  
3位までは副賞付とする。
- (6) 吟詠会が主催する競吟大会の各部門の上位入賞者は、総本部競吟大会並びに对外友好団体への出場者推薦の参考とする。

(附 則)

この規程に定めない事項が生じた場合は、常任理事会で検討、決定する。

本規程は平成21年5月2日制定。

本規程は平成23年4月1日改訂。

本規程は平成24年5月20日改訂。

本規程は平成25年9月22日改訂。

本規程は平成26年4月19日改訂。

本規程は平成26年4月19日改訂。

本規程は平成27年3月28日改訂。

本規程は平成30年5月27日改訂。

令和6年6月2日より一部改訂施行する。

## 公認 鷺伸吟詠会 慶弔規程

(目 的)

第1条 本規程は、会員の慶事、弔事に関する公認鷺伸吟詠会としての対応を定めたものであり、会員の相互扶助の一助とする。

2 総本部及び友好関係団体への慶弔については、別途協議対応するものとする。

(弔 事)

第2条 会員が死亡した場合の弔事対応

対象者	香 典	供花料	その他
会 員	—	—	弔電
師範代	5,000 円	—	弔電
準師範	5,000 円	—	弔電
師 範	10,000 円	—	弔電

2 会主、会長、副会長、常任相談役は別途定める。

(附 則)

この規程は、平成 21 年 1 月 25 日制定。

平成 23 年 10 月 8 日より改訂施行する。

平成 24 年 5 月 20 日より改訂施行する。

平成 30 年 5 月 27 日より改訂施行する。

令和 6 年 6 月 2 日より一部改訂施行する。

## 公認 鷺伸吟詠会 表彰規程

(目 的)

第1条 公認 鷺伸吟詠会（以下「吟詠会」という）表彰規程は、吟詠会規約第2章「目的及び事業」の達成のため、吟詠の高い評価と吟詠会の名声に著しく寄与、貢献された会員に対し、表彰を行い、榮譽を称えるものである。

(対象競吟大会)

第2条 対象となる競吟大会は次の優勝者とし、賞状及び副賞を授与しその榮譽を讃える。

- (1) 総本部主催の全国指導者級 吟士権者決定大会
- (2) 総本部主催の全国準師範・師範代競吟大会
- (3) 総本部主催の新人・中間層競吟大会
- (4) ヴォックス音楽吟詠会 全国決勝大会
- (5) 愛国詩吟総連盟 全国決勝大会
- (6) 日本吟詠総連盟 全国決勝大会
- (7) (公財) 日本吟剣詩舞振興会主催 全国決勝大会
- (8) 日本伝統文化吟友会 全国決勝大会

(各種事業の表彰)

第3条 規約第3条の目的達成のための事業に関して貢献したものを評価して表彰する。

- (1) 幼少年及び青年の吟詠指導に永年（4年以上）貢献したものの。
- (2) 会員増強に著しく貢献した支部、分会、個人。申請により組織部長が常任理事会に提案して協議する（申請用紙は本部様式を参考にする）。
- (3) 地域社会、学校教育等において、吟詠に関するボランティア活動を継続的行ったもの。申請により事業部長が常任理事会に提案して協議する。
- (4) 本会の広報活動に従事し、本会の名声昂揚に著しく貢献したものの。申請により広報部長が常任理事会に提案して協議する。

(役員表彰)

第4条 本会の役員（理事以上）として多年（10年以上）に亘り尽力し、本会の発展に貢献したものの。

(附 則)

この規程は、平成 21 年 1 月 25 日に制定。

平成 23 年 10 月 8 日より一部改訂施行する。

平成 24 年 5 月 20 日より一部改訂施行する。

平成 26 年 5 月 11 日より一部改訂施行する。

平成 30 年 5 月 27 日より一部改訂施行する。

令和 6 年 6 月 2 日より一部改訂施行する。

## 公認 鷺伸吟詠会 雅号申請及び授与に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公認 鷺伸吟詠会（以下「吟詠会」という）の会員が、公益社団法人 関西吟詩文化協会の吟法を遵守し、正しく伝承するとともに、自らの人格の陶冶と吟詠力向上の証とする会員の雅号を授与するにあたり、吟詠会としての基準、申請などを定めるものである。

### (申請資格)

第2条 吟詠会の会員であること。  
2 昇段試験三段以上の合格者であること。

### (授与資格)

第3条 会員の雅号は、その会員が所属する分会の担当講師が授与する。  
2 授与できるのは、師範以上の指導資格を有する分会講師であること。

### (雅号の選択)

第4条 会員が申請する雅号は、担当講師の雅号の一部「字」を含んで申請する。  
(例) 講師の一文字が1幸の場合、2の部分にあたる文字を申請する。  
1 2  
幸 伸  
2 担当講師が師範の資格を有さない場合、その担当講師が師範の資格を取得するまで待たなければならない。但し、会員の希望に応じて、その担当講師を指導した講師から雅号を受けることができる。

### (雅号の申請)

第5条 吟詠会所定の雅号申請用紙によって申請し、会長承認後、吟詠会所定の雅号証状によって授与する。  
2 雅号申請の「文字」は原則として、当用漢字を使用するものとする。

### (雅号料)

第6条 雅号料は申請時に1名5,000円とし、これを次のとおり配分する。

	雅号発行者	担当講師 師範未達	鷺伸吟詠会	合計
A	3,000	—	2,000	5,000
B	2,000	1,000	2,000	5,000

但し、上表のBは、本規程第4条第2項但し書きに該当する場合である。

- 2 吟詠会に納入する金額は、証状作成費（用紙印刷代、筆耕料等）に充当するものとする。

（雅号発行年月日）

第7条 雅号発行は、年2回で春季昇段者は7月1日付け、秋季昇段者は翌年1月1日付けで発行する。

（授与の方法）

第8条 雅号証は分会講師から会員へ授与するものとする。

（附 則）

本規程は、平成21年1月25日に制定。

一部改訂、平成23年10月8日より施行する。

一部改訂、平成24年5月20日より施行する。

一部改訂、平成30年5月27日より施行する。

令和6年6月2日より一部改訂施行する。

## 公認 鷺伸吟詠会 指導機関に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人 関西吟詩文化協会 公認 鷺伸吟詠会（以下「吟詠会」という）規約第5条第7項にもとづき制定するものである。吟詠会は公益社団法人 関西吟詩文化協会（以下「総本部」という）の伝統ある吟詠を正しく継承し、会員の吟詠力を向上させるため、次の指導機関をおく。

### (組織)

第2条 吟詠会に指導機関として指導局を置き、指導局長、指導部長、研修部長、昇段昇格部長各1名を置く。

- 2 指導局は、会主、会長とともに吟詠会の指導向上に寄与する。
- 3 各支部は支部講師1名、各分会講師を置き、支部講師代理、分会講師代理を置くことができる。

### (選任)

第3条 指導局長は、会主、会長とともに吟詠会の指導を統括する。指導局長は、副会長の中から正副会長会議の推挙により、会長が委嘱する。

- 2 指導部長、研修部長、昇段昇格部長は指導局長の推薦により正副会長会議が選任する。
- 3 支部講師は会主、会長が常任理事会への報告を経て委嘱する。
- 4 支部講師代理及び分会講師は支部講師が常任理事会への報告を経て委嘱する。

### (運営)

第4条 総本部の研修会の内容を伝達するため、支部講師研修会、指導者全員研修会を随時開催する。この研修会は指導局長及び指導部長が招集する。その他、総本部主催及び外部団体が主催する競吟大会に出場する会員に対して、指導部長は必要に応じて特別練習会を開催することができる。

### (昇段・昇格等の推薦)

第5条 総本部の規定に従い昇段者を推薦するため、年2回の昇段試験を実施し、合格者は総本部に会長が申請する。

- 2 昇段試験  
昇段試験は原則として指導局長の責任において、昇段部長が実施する。その内容は、別に定める昇段試験催促に基づき実施する。
- 3 昇格試験  
総本部の規定に従い昇格者を推薦し、昇格試験を実施の上、合格者は会長が総本部に申請する。

#### 4 吟功章

その他、吟功章の表彰は総本部の規定に従い、会長が総本部に推薦する。

#### (指導局の任務)

第6条 吟詠会の吟詠指導を担当し、各種研修会を実施する。

- (1) 指導部及び研修部に、部長、副部長、部員（若干名）をおくことができる
  - (2) 指導部長及び研修部長は、総本部主催の研修会に必ず出席する
  - (3) 指導部及び研修部は支部講師に対して総本部の研修の取り次ぎを行う
  - (4) 指導局長または研修部長は、年2回～3回、支部講師及び分会講師研修会を行う
- 2 指導局長及び指導部長の名において、指導者育成講座を継続的に行い、次代の指導者を育成しなければならない。
  - 3 支部講師は責任をもって支部会員の指導を行い、それにより分会及び会員の増強に努める。

#### (附 則)

本規定は平成23年10月8日に制定。

平成24年5月20日より一部改訂施行する。

平成25年9月22日より一部改訂施行する。

平成28年11月26日より一部改訂施行する。

平成30年5月27日より一部改訂施行する。

令和6年6月2日より一部改訂施行する。

## 公認 鶯伸吟詠会 昇段試験細則

### (主 旨)

鶯伸吟詠会の昇段試験は 毎年春季(3月)と秋季(9月)の年2回実施する。  
会員の吟詠力の向上と受験者の実力向上のため、令和6年度秋季昇段試験から次の通り試験制度を改正して実施する。

昇段試験は従来通り「吟詠試験」「口頭試問」と「筆記試験」の三試験を実施する。

- (1) 受験資格総本部施行細則1-2の第11条(昇段)に基づいた昇段基準により受験資格を認める。「1年以上」や「2年以上」とあるのは、あくまでも「以上」であって、教本数の取得が前提であることを考えて支部講師から推薦をする。

### (2) 吟詠試験

受験者は、課題詩を練習し会の昇段試験に臨む。課題詩は試験日の3ヶ月前に指導局から各段3題ずつ発表。支部講師・分会講師の指導を受け受験する。

(初段・弐段・参段・四段は絶句、五段・六段・七段は律詩、八段・九段・十段は古詩から12句と和歌1題を吟詠)

昇段試験当日の吟題は、進行係で三題の中から1題を抽選して決定し、進行係が受験票に記入して司会者に提出し、吟詠を行う。

吟詠試験は中会場で行い、吟詠審査員2組(1組はチーフ1名・誤読記録1名・吟法ミス記録1名の3名とし、午前と午後を分けて審査する)、司会音響(2名)と受験者で実施。

午前は十段から七段まで、午後は六段から初段までの吟詠を行う。

ただし、受験者数により変更することができる。

### (3) 口頭試問試験

吟詠試験終了後、口頭試問試験を審査員2名(2室)で実施。

吟詠試験をした課題詩の中から4問を審査委員の質問に簡潔に答える。

質問は 第1問「作者略伝から」第2問「字解から」第3問「意解から」

第4問「詩の構造その他から」(所要時間は一人5分から10分)

### (4) 筆記試験

筆記試験は四段から十段までの受験者を対象に実施。

試験問題は指導局が作成し、昇段試験の2ヶ月前に発表し、昇段試験の1ヶ月前までに支部講師を通じて事務局に提出。採点は指導局が行う。

### (5) 合格点

吟詠試験は初段75点以上、弐段～七段80点以上、八段～十段85点以上とする。但し吟詠試験の審査員の採点は個々に誤読及び吟法ミスを減点した点数を当日の採点とする。審査員の平均点が合格点以下の場合は当日追試験を実施する。追試験の審査は審査委員長及び審査員チーフ2名の計3名で行う(合格点は吟詠試験と同基準とする)。

(6) 推薦制度

特別な理由により昇段試験（吟詠・口頭・筆記）を受験できない場合は、支部講師と指導局長の推薦により昇段することが出来る。その場合は、理由を明記し、経過年数は受験資格より1年以上加算して推薦する。

(7) 審査員及び試験役員

審査委員長は指導局長が務める。

審査員及び試験役員の人選は、昇段昇格部長・支部講師・分会講師・支部役員の中から審査委員長が選考・委嘱する。

審査チーフは書記に感想を記録させる。他の2人は誤読及び吟法ミスの箇所を記録し、1箇所1点の減点をした点数を記入する。

試験役員は、基本下記役員を設定するが、状況に合わせ人数を決める。

実行委員長	実行副委員長	総務	受付庶務
書記	司会音響	進行（吟題抽選）	
口頭試問進行	集票	接待（含弁当係）	
集計チーフ	集計	会計	

試験会場は、基本下記内容とし、会場状況に併せ対応する。

大会場	1室（開会・待機（発声・予備練習）・閉会）	
中会場	2室（吟詠試験・集計室）	
小会議室	2室（口頭試問）	の5室とする。

(8) その他

昇段試験課題詩は、3ヶ月前に発表。

審査員・試験役員に関しても3ヶ月前に選考・発表。

受験料 2,000円

推薦受験料 5,000円

吟詠試験・口頭試問・筆記試験の結果は、当日最後に審査委員長から発表。

(附 則)

本細則は平成30年5月27日に制定。

令和6年6月2日より一部改訂施行する。